

松江市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年3月27日付け松江市監査委員告示第2号で公表した随時監査（工事監査）の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成26年5月12日

松江市監査委員 松本修司
松江市監査委員 児玉泰州
松江市監査委員 森脇勇人

措 置 報 告 書

| 監 査 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>1 土木工事</p> <p>(1) 工事目的物の内容明示について</p> <p>○東忌部地区耐震性貯水槽設置工事</p> <p>貯水槽の品質・規格・仕様等において、仕様書に明示されていないものがあった。</p> <p>仕様書は、契約書で定めた権利義務に基づき工事を施工させるため、品質・規格・仕様・施工条件等を定めたものであり、この仕様書に必要事項が明示されていないと、発注者が要求する工事の品質が確保されないことがある。</p> <p>今後は、仕様書を含めた設計図書について、必要事項を適切に明示されることが望ましい。</p> <p>（消防本部警防課）</p> <p>(2) 工期変更の処理について</p> <p>○工事名 3.3.30号城山北公園線都市計画街路事業に伴う配水管布設替工事</p> <p>施工中に埋蔵文化財が発見されたため調査が必要となり、それに要する期間の工期延期について受注者から工期延期願が提出され工期が延期されていたが、埋蔵文化財の発掘・調査は契約約款第21条の「自然的又は人為的な事象」に該当するので、発注者は工事の一時中止を検討する余地があったのではないかと考えられる。</p> <p>今後は、現場条件等を勘案され、適切な措置が</p> | <p>1 土木工事</p> <p>(1) 工事完了後、耐震性貯水槽の認定書を提出するよう指示し、確認しました。</p> <p>今後は、仕様書に品質・規格・仕様等必要事項を明示するよう努めます。</p> <p>(2) 該当工期延期の措置につきましては、埋蔵文化財調査が契約約款第2条における「施工上密接に関連する第三者の施工工事」との判断のもと、契約約款第22条に基づき「関連工事の調整への協力のため発注者より工期の延長変更を請求」したものでした。</p> <p>工期延期の要因につきましては様々なものがありますが、その要因を公正に判断することに努めるとともに、契約約款第21条に定める工事中止事項に該当すると判断される場合におきましては、発注者からの工事の一時中止という形で適</p> |

| | |
|---|--|
| <p>なされることが望ましい。 (上下水道局建設課)</p> <p>(3) 技術支援について ○松江市営大手前駐車場改修工事－土木工事 建設工事については、設計の審査や施工の検査等の専門的な知識を必要とする事項があり、担当課は技術支援が得られる方法の検討が望まれる。 (交通局総務課)</p> <p>2 建築工事</p> <p>(1) 請負契約の変更について ○出雲かんべの里エレベーター棟増築（建築）工事 工事費の総額増減が軽微であっても工事内容の変更が大きい場合については、請負契約を変更されていないが、このことについて検討が望まれる。 (生涯学習課)</p> <p>(2) 技術支援について ○松江市立病院人工透析室機械室改修工事－建築工事 建設工事については、設計の審査や施工の検査等の専門的な知識を必要とする事項があり、担当課は技術支援が得られる方法の検討が望まれる。 (市立病院総務課)</p> | <p>切な措置を実施してまいります。</p> <p>(3) 建設工事については、設計・施工・監理の専門的な知識が必要となるため、計画的な工事発注を行い、本庁担当部局の協力を得ながら実施できるよう努めてまいります。</p> <p>(1) 平成 25 年 7 月 30 日付事務連絡(契約検査課長(建設工事監理室)通知)の建設工事(工事に付随する業務委託を含む)の変更契約に伴う事務手続きに基づき、今後は適切な対応に努めます。</p> <p>(2) 病院が実施する建設工事において、設計内容や手続き事項の確認のほか、竣工検査を行う場合には、必要に応じて本庁担当部局の協力を得ながら実施できるよう努めてまいります。</p> |
|---|--|